

有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準の一部を改正する件案の概要

1. 改正の趣旨

- 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）に基づく無期転換ルールについて、労使間の紛争を防止し、またその適切な運用を図るため、令和 4 年 3 月にとりまとめられた「多様化する労働契約のルールに関する検討会」の報告書を踏まえ、労働政策審議会労働条件分科会において議論を行い、令和 4 年 12 月に「今後の労働契約法制及び労働時間法制の在り方について（報告）」が取りまとめられた。同報告において、使用者が有期雇用契約の締結より後に更新上限を新たに設ける場合には、その上限設定の理由を説明すべきこと、また、使用者から個々の労働者に対して、無期転換後の労働条件に関して均衡を考慮した事項について説明するよう促すべきこととされた。
- これを踏まえ、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「法」という。）に基づき有期労働契約に関する労使の紛争を防止するため使用者が講ずべき事項を定めている有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準（平成 15 年厚生労働省告示第 357 号）において必要な措置を講じるもの。

2. 改正の概要

- ① 使用者は、有期労働契約の締結後、当該有期労働契約の変更又は更新に際して、通算契約期間又は有期労働契約の更新回数について、上限を定め、又はこれを引き下げようとするときは、あらかじめ、その理由を労働者に説明しなければならないこととする。
- ② 使用者は、法第 15 条第 1 項の規定により、労働者に対して無期転換後の労働条件を明示する場合には、当該労働条件に関する定めをするに当たって労働契約法第 3 条第 2 項の規定の趣旨を踏まえて就業の実態に応じて均衡を考慮した事項について、当該労働者に説明するよう努めなければならないこととする。
- ③ その他、上記の改正に伴う題名の変更及び所要の規定の整理を行う。

3. 根拠規定

法第 14 条第 2 項

4. 適用期日等

告示日：令和 5 年 3 月上旬（予定）

適用期日：令和 6 年 4 月 1 日